

中土佐町内事業者向け 事業者説明会を開催します！

中土佐町では、令和8年3月1日から国の重点支援地方交付金を活用し「中土佐町物価高騰対策キャッシュレス決済ポイント還元事業」を開始しています。

この事業では、町内のお店で『ジモッペイ』で支払いをすると、利用者は最大30%の還元が受けられます。これにより、町内店舗の利用者増加が期待されます。

そこで、多くの事業者様にこの事業に参加していただきたく、説明会を開催することとなりました。ぜひ、下記の日程で実施する説明会にご参加ください。

事業概要

高知信用金庫が運営する『ジモッペイ』を利用して、町内加盟店で買い物をすると最大30%のポイント還元が受けられる事業です。

加盟店登録には『ジモッチャビジネス』への登録が必要になります。

説明会 プログラム

- ・本事業の説明
- ・『ジモッペイ』『ジモッチャビジネス』の説明
及び登録方法、操作方法 等



開催日時

令和8年3月10日(火) (予約不要)

・第1回：14時～

・第2回：18時～

※2回とも同じ内容です。どちらか都合の良い時間にご参加ください。

※説明会の参加は、加盟店登録を強制するものではありません。

お気軽にご参加ください。

場所

中土佐町役場 1階 大会議室1



問い合わせ先
中土佐町役場
まちづくり課 商工係
TEL：0889-52-2365

裏面へ

還元率

本社所在地が中土佐町内である店舗 → 30%

本社所在地が中土佐町外である店舗 → 10%

ポイント還元上限額

1人当たり上限15,000ポイント（1万5千円相当）

事業活用例

町内に本社がある町内店舗で、1万円の買い物をした場合、3千円相当のポイントが還元。後日、町内店舗で還元されたポイントを使って買い物が可能！



上限までポイントを受け取ろうとした場合、町内で5万円相当の買い物が必要になります。

また、町外の方が中土佐町で買い物をしてポイントの受け取りが可能です。

この機会にぜひ、事業へのご協力をお願いしたいと思います。

まずは説明会へご参加ください！ お待ちしています！

